

あきたアグリヴィーナスネットワーク会員募集要領

(募集対象)

第1条

県内で農林漁業に従事している女性、または、今後、従事することが確実な女性であり、農産加工等に関心があり、県内での女性農業者のネットワークを活用し、会員相互や応援団と情報交換や連携などに積極的に関わる個人とする。

(推進体制)

第2条

あきたアグリヴィーナスネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の事務局は、秋田県農業経済課が行い、会員を広く募集する。

(入会の手続)

第3条

1 本事業に賛同し、入会を希望する方は「あきたアグリヴィーナスネットワーク参加申込書」に記載し、事務局に提出して入会を申し込む。

提出先は秋田県農業経済課のほか、各地域振興局農業振興普及課でも受け付けることができる。

2 参加申込書の提出のあった地域振興局農業振興普及課は、参加申込書を農業経済課に届ける。

3 事務局は申請内容が適当と認められる場合には、会員として登録する。

4 登録の取り消し

事務局は、次に該当する行為を行った場合には、会員の登録を取り消すことができる。

(1) 「あきたアグリヴィーナスネットワーク規約」に反する行為

(2) 法令、公序良俗に反する、または反する恐れがある行為

(3) ネットワークの会員、応援団、参加者または第三者に損害または不利益を与える行為

(4) ネットワークの会員、応援団、参加者または第三者を誹謗、中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける行為

(5) ネットワークを利用した政治活動、選挙活動、宗教活動、営利活動またはこれらに類似する行為

(6) ネットワーク活動の適切な実施・運営に支障を来たす行為

5 退会

(1) 退会を希望する場合は、「あきたアグリヴィーナスネットワーク退会届」を事務局に提出する。

(2) 事務局は退会届があった場合には、会員から除外する。

(個人情報の取扱い)

第4条

ネットワーク会員の個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理する。また、事務局は入手したネットワークの構成員及び応援団の個人情報は、各地域振興局、会員が居住する市町村役場、県が事務局業務を委託する企業に提供し、共有することができるものとする。

本事業の推進に伴ってネットワーク会員が入手した個人情報については、各者が適切な管理を行うものとする。

(その他)

第5条

この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本運営要領は令和元年7月23日から施行する。